

千葉県警察基本条例

昭和二十九年七月一日
条例第二十五号

改正	昭和二九年	八月二〇日	条例第四一号	昭和二九年	一〇月	一日	条例第四二号	
	昭和二九年	一二月	一日	条例第五五号	昭和三〇年	二月	一日	条例第三号
	昭和三〇年	四月	五日	条例第一六号	昭和三〇年	五月	二四日	条例第一九号
	昭和三〇年	九月	一日	条例第三〇号	昭和三〇年	一〇月	一八日	条例第三七号
	昭和三一年	四月	一日	条例第一三号	昭和三一年	八月	二四日	条例第二五号
	昭和三一年	一二月	二四日	条例第三七号	昭和三二年	三月	二九日	条例第三号
	昭和三二年	四月	一日	条例第五号	昭和三二年	七月	九日	条例第一九号
	昭和三三年	一二月	二五日	条例第三四号	昭和三四年	三月	三一日	条例第一六号
	昭和三四年	七月	一日	条例第二五号	昭和三五年	四月	一日	条例第一六号
	昭和三五年	七月	一六日	条例第二一号	昭和三六年	四月	一日	条例第二〇号
	昭和三六年	一〇月	三一日	条例第三〇号	昭和三七年	三月	三〇日	条例第七号
	昭和三七年	七月	三〇日	条例第一八号	昭和三八年	三月	二二日	条例第九号
	昭和三八年	八月	一日	条例第四三号	昭和三八年	一〇月	一〇日	条例第五五号
	昭和三九年	四月	一日	条例第三八号	昭和四〇年	一月	八日	条例第三号
	昭和四〇年	四月	一日	条例第二四号	昭和四一年	四月	一日	条例第一七号
	昭和四二年	三月	一七日	条例第一四号	昭和四二年	一二月	二六日	条例第四九号
	昭和四三年	三月	三〇日	条例第一六号	昭和四三年	三月	三〇日	条例第二〇号
	昭和四四年	三月	二八日	条例第二九号	昭和四四年	七月	一〇日	条例第四五号
	昭和四五年	三月	三〇日	条例第一三号	昭和四五年	四月	一日	条例第三〇号
	昭和四五年	一〇月	一五日	条例第四五号	昭和四六年	三月	一五日	条例第二二号
	昭和四六年	五月	一五日	条例第二九号	昭和四六年	七月	二一日	条例第四四号
	昭和四七年	三月	三〇日	条例第一九号	昭和四八年	四月	一日	条例第二一号
	昭和四九年	三月	三〇日	条例第三〇号	昭和五〇年	三月	一七日	条例第二〇号
	昭和五一年	三月	二六日	条例第二一号	昭和五二年	三月	三〇日	条例第一五号
	昭和五三年	三月	三〇日	条例第一五号	昭和五三年	七月	一八日	条例第三一号
	昭和五四年	三月	一二日	条例第一四号	昭和五四年	一二月	一日	条例第三四号
	昭和五五年	三月	二九日	条例第一九号	昭和五五年	七月	一五日	条例第三五号
	昭和五五年	一〇月	一六日	条例第五一号	昭和五六年	三月	二四日	条例第一一号
	昭和五六年	三月	二四日	条例第一二号	昭和五六年	一二月	二二日	条例第三七号
	昭和五七年	三月	二六日	条例第一六号	昭和五七年	一二月	二三日	条例第四二号
	昭和五八年	三月	一六日	条例第一五号	昭和五八年	一二月	二七日	条例第二八号
	昭和五九年	三月	二六日	条例第一三号	昭和五九年	一二月	一四日	条例第三七号
	昭和六〇年	二月	二七日	条例第一六号	昭和六〇年	七月	一七日	条例第二四号
	昭和六〇年	一二月	二三日	条例第三九号	昭和六一年	三月	二八日	条例第一六号
	昭和六一年	一二月	一九日	条例第四四号	昭和六二年	三月	一〇日	条例第一一号
	昭和六二年	七月	一五日	条例第二二号	昭和六三年	三月	二八日	条例第一六号
	昭和六三年	七月	二〇日	条例第二七号	平成元年	二月	二三日	条例第一六号
	平成元年	四月	一〇日	条例第二一号	平成元年	六月	一九日	条例第二九号
	平成二年	三月	二七日	条例第一八号	平成二年	七月	一六日	条例第三五号
	平成二年	一二月	一七日	条例第四五号	平成三年	二月	二二日	条例第二号
	平成三年	三月	七日	条例第二四号	平成三年	一〇月	一九日	条例第五一号
	平成四年	三月	二六日	条例第四七号	平成四年	七月	三日	条例第六六号
	平成四年	一〇月	一六日	条例第七〇号	平成四年	一二月	九日	条例第七五号
	平成五年	二月	一八日	条例第一四号	平成五年	四月	一三日	条例第一九号
	平成五年	一〇月	一九日	条例第四一号	平成五年	一二月	二二日	条例第四六号
	平成六年	三月	二九日	条例第一四号	平成六年	七月	一五日	条例第二八号
	平成六年	一〇月	一四日	条例第三三号	平成六年	一二月	二二日	条例第四二号
	平成七年	三月	一〇日	条例第二八号	平成七年	七月	三日	条例第四六号
	平成七年	一二月	二二日	条例第七〇号	平成八年	三月	二五日	条例第一三号
	平成八年	三月	二五日	条例第一五号	平成九年	二月	二一日	条例第八号
	平成九年	一二月	一九日	条例第三五号	平成一〇年	三月	二七日	条例第二〇号
	平成一一年	三月	一二日	条例第二一号	平成一一年	一二月	二二日	条例第五四号
	平成一二年	七月	一四日	条例第五一号	平成一二年	一二月	八日	条例第七六号

平成一三年 二月二三日 条例第二二号 平成一三年 二月二三日 条例第二五号
 平成一三年 四月二四日 条例第二八号 平成一三年一〇月一九日 条例第四六号
 平成一三年一二月二一日 条例第五一号 平成一三年一二月二一日 条例第六〇号
 平成一四年 三月二六日 条例第二八号 平成一四年 三月二六日 条例第三七号
 平成一四年 七月二一日 条例第四八号 平成一五年 三月 七日 条例第三六号
 平成一五年 三月 七日 条例第四一号 平成一六年 三月二三日 条例第三九号
 平成一六年一二月一〇日 条例第七〇号 平成一七年 二月二二日 条例第三二二号
 平成一七年 二月二二日 条例第四四号 平成一七年 四月 八日 条例第四九号
 平成一七年一〇月二五日 条例第一〇一号 平成一七年一二月二〇日 条例第一一二号
 平成一八年 三月三〇日 条例第二九号 平成一八年一〇月二〇日 条例第六二二号
 平成一九年 三月一六日 条例第二四号 平成一九年 七月一〇日 条例第四七号
 平成二〇年 三月二八日 条例第二二号 平成二〇年 七月一八日 条例第三〇号
 平成二〇年一二月二四日 条例第五七号 平成二一年 三月 六日 条例第二三三号
 平成二一年 七月一七日 条例第六六号 平成二一年一二月二五日 条例第九三三号
 平成二二年 三月一九日 条例第一号 平成二二年 三月二六日 条例第二二二二号
 平成二三年 三月一八日 条例第一九号 平成二四年 三月二三日 条例第三五五号
 平成二四年一二月二一日 条例第一〇一号 平成二五年 七月 九日 条例第四六六号
 平成二六年一〇月二一日 条例第四六号 平成二七年 三月二〇日 条例第三三三三号
 平成二八年 三月二五日 条例第二七号 平成二八年一〇月二五日 条例第五六六号
 平成二九年 三月 七日 条例第一五号 平成三〇年 三月二三日 条例第二六六号
 平成三一年 三月一五日 条例第一五号 令和 二年 三月二三日 条例第二四四号
 令和 三年 七月二〇日 条例第二三三三号

千葉県警察基本条例
 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。以下「法」という。）及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号。以下「政令」という。）に基き、千葉県警察の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(効力)

第二条 この条例の規定は、従前の条例、規則又はその他の規程の規定と矛盾し、又はて（、）い（、）触する場合には、この条例の規定が優先するものとする。

第二章 組織

(内部組織)

第三条 千葉県警察本部（以下「本部」という。）に、次の部を置く。

- 総務部
- 警務部
- 生活安全部
- 地域部
- 刑事部
- 交通部
- 警備部

一部改正〔昭和三八年条例九号・四五年三〇号・五一年二一号・六三年一六号・平成四年六六号・六年三三三号〕

(部長)

第四条 各部に、部長を置く。
 2 部長は、命を受け、部務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(総務部の所掌事務)

第五条 総務部においては、本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の庶務に関すること。
 - 二 機密に関すること。
 - 三 公印の管守に関すること。
 - 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 五 事務能率の増進に関すること。
 - 六 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
 - 七 広報に関すること。
 - 八 情報の公開に関すること。
 - 九 個人情報保護に関すること。
 - 十 留置施設に関すること。
 - 十一 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
 - 十二 予算、決算及び会計に関すること。
 - 十三 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
 - 十四 会計監査に関すること。
 - 十五 警察装備に関すること。
- 全部改正〔昭和五五年条例二一号〕、一部改正〔昭和五五年条例一九号・平成一三年六〇号・一七年三二二号・一九年二四号・二一年六六号〕

(警務部の所掌事務)

第五条 警務部においては、本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人事、定員及び給与に関すること。
- 二 福利厚生に関すること。
- 三 警察教養に関すること。
- 四 監察に関すること。
- 五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 六 犯罪被害者等給付金に関すること。

七 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三條に規定すること。
八 外国犯罪被害者等に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三條に規定すること。
追加〔昭和三十五年法律第一〇号・二〇年五七号・二八年五六号〕

（生活安全部の所掌事務）
第五條の三 生活安全部においては、本部の所掌事務に関し、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- 二 犯罪の予防に関すること。
- 三 少年非行の防止に関すること。
- 四 保安警察に関すること。

（地域の所掌事務）

第五條の四 地域部においては、本部の所掌事務に関し、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域警察に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。

（刑事部の所掌事務）

第六條 刑事部においては、本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 犯罪鑑識に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。
- 四 暴力団対策に関すること。
- 五 薬物及び銃器に関する罪の取締りに関すること。
- 六 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- 八 国際捜査共助に関すること。

一部改正〔昭和四五年法律三〇号・五五年五一号・平成四年四七号・一〇年二〇号・一七年三二号・一九年四七号・三〇年二六号〕

（交通部の所掌事務）
第六條の二 交通部においては、本部の所掌事務に関し、交通警察に関する事務をつかさどる。

（警備部の所掌事務）

第七條 警備部においては、本部の所掌事務に関し、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察に関すること。
- 二 警備実施に関すること。
- 三 災害警備に関すること。
- 四 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 五 警護及び警衛に関すること。
- 六 機動隊に関すること。

一部改正〔昭和三八年法律九号・四五年三〇号・六三年一六号〕

（警察署等）
第八條 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。
二 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域は、千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）の意見を聞いて、公安委員会がこれを定める。

（警察署協議会）

第八條の二 警察署に、警察署協議会を置く。
二 警察署協議会の名称は、その置かれた警察署の名称を冠する。
三 各警察署協議会の委員は、その置かれた警察署の管内とする。
四 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
五 委員は、一回に限り再任されることができる。
六 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があつたときその他特別な理由があるときは、任期中でも委員を解任することができる。
七 警察署協議会を置くとき、委員の互選によりこれを定める。
八 協議会を総理し、警察署協議会を代表する。
九 協議会に事故があるとき、又は協議会が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
十 警察署協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。
十一 前各項に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

追加〔平成三年法律二二号〕
第三章 公安委員会の委員及び警察職員

（定員）

第九條 千葉県警察職員（以下「警察職員」という。）の定員及び階級別定員は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者を定員の外に置く。
 - 一 職務執行中に命に危険を及ぼすおそれのある警察職員
 - 二 自己啓発等休業の承認を受けている警察職員
 - 三 配偶者同行休業の承認を受けている警察職員
 - 四 育児休業の承認を受けている警察職員
 - 五 地方公共団体の委託を受けた警察職員
 - 六 地方公益的法人等への派遣を命ぜられた警察職員
 - 七 第一項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までの警察職員が所属に復帰した場合において、警察職員の数に別表第二の定員を超えるときは、その定員を超える員数の警察職員を前項の規定にかかわらず、前二項に規定するもののほか、次の各号に掲げる警察官で、公安委員会が必要と認めるときは、定員の外に置く。

関しては、なお従前の例による。

追加〔昭和二十九年条例四一号〕

附則（昭和二十九年八月二十日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

附則（昭和二十九年九月一日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。但し、（中略）千葉県警察基本条例別表第一中千葉県小見川警察署の項及び千葉県佐倉警察署の項の改正規定は昭和二十九年八月一日から、千葉県柏警察署の項の改正規定は昭和二十九年九月一日から、千葉県大多喜警察署の項の改正規定は昭和二十九年十月五日から、千葉県牛久警察署の改正規定は昭和二十九年十一月十五日から適用する。

附則（昭和二十九年十二月一日条例第五十五号）

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、千葉県東葛飾警察署の項の改正規定は昭和二十九年十一月一日から、千葉県八幡警察署の項及び千葉県木更津警察署の項の改正規定は昭和二十九年十一月三日から適用する。

2 千葉県東葛警察署の項の改正規定は、前項の規定にかかわらず、昭和二十九年十一月一日から同年十一月十四日まで間次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県東葛警察署	東葛市	東葛市並びに東葛飾郡我孫子町、湖北村、布佐町、風早村、手賀村、流山町及び鎌ヶ谷村
----------	-----	--

附則（昭和三十年二月十一日条例第三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、千葉県成東警察署の項の改正規定は、昭和三十年一月一日から適用する。

2 千葉県成東警察署の項の改正規定は、前項の規定にかかわらず、昭和三十年一月一日から同年一月三十一日まで間次のように読み替えて適用するものとする。

附則（昭和三十年四月五日条例第十六号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年三月三十一日から適用する。ただし、千葉県佐原警察署の項の改正規定は、昭和三十年二月十一日から、千葉県木更津警察署の項及び千葉県館山警察署の項の改正規定は昭和三十年三月十日から、千葉県柏警察署の項及び千葉県湊警察署の項の改正規定は、昭和三十年三月三十日から適用する。

2 千葉県千倉警察署の項の改正規定は、前項の規定にかかわらず、昭和三十年二月十一日から同年三月三十日まで間、次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県千倉警察署	千倉市	千倉市並びに千葉郡更科村及び白井村
----------	-----	-------------------

3 千葉県八幡警察署の項の改正規定は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和三十年三月二十日から同年三月三十日まで間、次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県八幡警察署	市原郡八幡町	市原郡八幡町、菊間村、市津村、市西村、五井町、海上村、市原村、養老村及び姉ヶ崎町
----------	--------	--

4 千葉県木更津警察署の項の改正規定は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和三十年三月一日から同年三月三十日まで間、次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県木更津警察署	木更津市	木更津市並びに君津郡昭和町、長浦村、根形村、平川町、君津町、飯野村、青堀町、富津町、中村、小糸村、秋元村及び三島村
-----------	------	---

5 千葉県湊警察署の項の改正規定は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和三十年三月三十日に限り次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県湊警察署	君津郡湊町	君津郡湊町、大佐和町、環村、関豊村、竹岡村、天神山村及び金谷村
---------	-------	---------------------------------

6 千葉県館山警察署の項の改正規定は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和三十年二月十一日から同年三月九日まで間、次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県館山警察署	館山市	館山市並びに安房郡三芳村、保田町、勝山町、佐久間村、富山町、富浦町及び八束村
----------	-----	--

7 千葉県千倉警察署の項の改正規定は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和三十年三月十五日から同年三月三十日まで間、次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県千倉警察署	安房郡千倉町	安房郡千倉町、白浜町、丸山町、南三原村、北三原村、和田町及び江見町
----------	--------	-----------------------------------

附則（昭和三十年五月二十四日条例第十九号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年三月三十一日から適用する。ただし、千葉県小見川警察署の項の改正規定は、昭和三十年四月十日から、千葉県佐原警察署の項の改正規定は、昭和三十年四月十九日から、千葉県天羽警察署の項の改正規定は、昭和三十年四月二十五日から、千葉県柏警察署及び千葉県茂原警察署の項の改正規定は、昭和三十年四月二十九日から適用する。

2 千葉県佐原警察署の項の改正規定は、前項の規定にかかわらず、昭和三十年四月十五日から同年四月十八日まで間、次のように読み替えて適用するものとする。

千葉県佐原警察署	佐原市	佐原市並びに香取郡神崎町、下総町、米沢村、大栄町及び栗源町
----------	-----	-------------------------------

附則（昭和三十年九月一日条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、千葉県成東警察署の項の改正規定は、昭和三十年七月一日から、千葉県野田警察署、千葉県小見川警察署、千葉県一宮警察署及び千葉県大多喜警察署の項の改正規定は、昭和三十年七月二十日から適用する。

附則（昭和三十年十月十八日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年九月一日から適用する。

附則（昭和三十一年四月一日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一中千葉県佐倉警察署の項の改正規定は昭和二十九年十一月一日から、同表千葉県銚子警察署及び千葉県旭警察署の項の改正規定は昭和三十年十月一日から適用する。

附則（昭和三十一年八月二十四日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、市原警察署の項の改正規定は、昭和三十一年七月一日から適用する。

附則（昭和三十一年十一月二十四日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。ただし、千葉県茂原警察署の項の改正規定は昭和三十一年九月三十日から、千葉県千倉警察署の項の改正規定は昭和三十一年九月一日から適用する。

この条例は、公布の日から施行する。条例第十八号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第三十五号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第四十五号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二号)
この条例は、公布の日から施行する。(後略)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二十四号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第五十一号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第四十七号)
この条例中、第一条の規定は平成四年三月三十日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第六条の三の改正規定は、平成四年八月一日から施行する。条例第六十六号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第六条の三の改正規定は、平成四年八月一日から施行する。条例第七十号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第七十五号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一千葉県松戸東警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。条例第十四号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第十九号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第四十一号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一千葉県松戸東警察署の項管轄区域の欄の改正規定(「二番地」を「二番一〇まで」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。条例第四十六号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第十四号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二十八号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第三十三号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第三項及び第四項並びに別表第三から別表第五までの改正規定は、公布の日から施行する。条例第四十二号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一千葉県松戸東警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。条例第二十八号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第四十六号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第七十号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第十三号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第十五号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第八号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第三十五号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二十号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二十一号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一千葉県松戸東警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。条例第五十四号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第五十一号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第七十六号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二十二号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。法律(平成十二年法律第百三十九号)附則第一項第三号の政令で定める日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。条例第二十五号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第二十八号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第四十六号)
この条例は、公布の日から施行する。条例第五十一号抄)

- (施行期日)
 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。(後略)
 附則(平成十三年十二月二十一日条例第六十号抄)
- (施行期日)
 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。(後略)
 附則(平成十四年四月二十六日条例第二十八号)
 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
 附則(平成十四年三月二十六日条例第三十七号抄)
- (施行期日)
 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
 附則(平成十四年七月十二日条例第四十八号)
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第六の改正規定(警察手帳に係る部分に限る。)は、平成十四年十月一日から施行する。
 附則(平成十五年三月七日条例第三十六号)
 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
 附則(平成十五年三月七日条例第四十一号)
 この条例は、平成十五年六月六日から施行する。
 附則(平成十六年三月二十三日条例第三十九号)
 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
 附則(平成十六年十二月十日条例第七十号)
 この条例は、平成十七年二月十一日から施行する。
 附則(平成十七年二月二十二日条例第三十二号)
 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
 附則(平成十七年二月二十二日条例第四十四号抄)
- (施行期日)
 1 この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。
 附則(平成十七年四月八日条例第四十九号抄)
- (施行期日)
 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。
 附則(平成十七年十月二十五日条例第一百一号抄)
- (施行期日)
 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条(中略)の規定 平成十七年十二月五日
 二 第二条(中略)の規定 平成十八年一月二十三日
 三・四 (略)
 附則(平成十七年十二月二十日条例第一百十二号)
 この条例は、平成十八年三月二十日施行する。ただし、別表第一千葉県成田国際空港警察署の項の改正規定、同表千葉県佐原警察署の項の改正規定、同表千葉県小見川警察署の項を削る改正規定、同表千葉県旭警察署の項の改正規定、同表千葉県匝瑳警察署の項の改正規定及び同表千葉県東警察署の項の改正規定は、同月二十七日から施行する。
 附則(平成十八年三月三十日条例第二十九号)
 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
 附則(平成十八年十月二十日条例第六十二号)
 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
 附則(平成十九年三月十六日条例第二十四号)
 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。
 附則(平成十九年七月十日条例第四十七号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附則(平成二十年三月二十八日条例第二十二号)
 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 附則(平成二十年七月十八日条例第三十号)
 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。
 附則(平成二十年十二月二十四日条例第五十七号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附則(平成二十一年三月六日条例第二十三号)
 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
 附則(平成二十一年七月十七日条例第六十六号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附則(平成二十二年十二月二十五日条例第九十三号)
 この条例は、平成二十二年二月一日から施行する。
 附則(平成二十二年三月九日条例第一号)
 この条例は、平成二十二年三月二十三日から施行する。
 附則(平成二十二年三月二十六日条例第二十一号)
 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
 附則(平成二十三年三月十八日条例第十九号)
 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。
 附則(平成二十四年三月二十三日条例第三十五号)
 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
 附則(平成二十四年十二月二十一日条例第一百一号)
 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。
 附則(平成二十五年七月九日条例第四十六号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附則(平成二十六年十月二十一日条例第四十六号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附則(平成二十七年三月二十日条例第三十三号)
 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

区分	階級	定員
警察官	警視	二六六人
	警部	六二〇人
	警部補及び巡査部長	六、五九三人
	巡査	三、三七一人
小計		一〇、八五〇人
警察官以外の職員		一、二二六人
合計		一二、〇七六人

全部改正〔昭和三十七年条例一八号〕、一部改正〔昭和三十八年条例九号・三十九年三〇号・四〇号・四一年一〇号・四二年一〇号・四三年一〇号・四四年一〇号・四五年一〇号・四六年一〇号・四七年一〇号・四八年一〇号・四九年一〇号・五〇年一〇号・五一年一〇号・五二年一〇号・五三年一〇号・五四年一〇号・五五年一〇号・五六年一〇号・五七年一〇号・五八年一〇号・五九年一〇号・六〇年一〇号・六一年一〇号・六二年一〇号・六三年一〇号・六四年一〇号・六五年一〇号・六六年一〇号・六七年一〇号・六八年一〇号・六九年一〇号・七〇年一〇号・七一年一〇号・七二年一〇号・七三年一〇号・七四年一〇号・七五年一〇号・七六年一〇号・七七年一〇号・七八年一〇号・七九年一〇号・八〇年一〇号・八一年一〇号・八二年一〇号・八三年一〇号・八四年一〇号・八五年一〇号・八六年一〇号・八七年一〇号・八八年一〇号・八九年一〇号・九〇年一〇号・九一年一〇号・九二年一〇号・九三年一〇号・九四年一〇号・九五年一〇号・九六年一〇号・九七年一〇号・九八年一〇号・九九年一〇号・一〇〇年一〇号〕
 全部改正〔昭和四〇年一〇号〕、一部改正〔昭和四一年一〇号・昭和四二年一〇号・昭和四三年一〇号・昭和四四年一〇号・昭和四五年一〇号・昭和四六年一〇号・昭和四七年一〇号・昭和四八年一〇号・昭和四九年一〇号・昭和五〇年一〇号・昭和五一年一〇号・昭和五二年一〇号・昭和五三年一〇号・昭和五四年一〇号・昭和五五年一〇号・昭和五六年一〇号・昭和五七年一〇号・昭和五八年一〇号・昭和五九年一〇号・昭和六〇年一〇号・昭和六一年一〇号・昭和六二年一〇号・昭和六三年一〇号・昭和六四年一〇号・昭和六五年一〇号・昭和六六年一〇号・昭和六七年一〇号・昭和六八年一〇号・昭和六九年一〇号・昭和七〇年一〇号・昭和七一年一〇号・昭和七二年一〇号・昭和七三年一〇号・昭和七四年一〇号・昭和七五年一〇号・昭和七六年一〇号・昭和七七年一〇号・昭和七八年一〇号・昭和七九年一〇号・昭和八〇年一〇号・昭和八一年一〇号・昭和八二年一〇号・昭和八三年一〇号・昭和八四年一〇号・昭和八五年一〇号・昭和八六年一〇号・昭和八七年一〇号・昭和八八年一〇号・昭和八九年一〇号・昭和九〇年一〇号・昭和九一年一〇号・昭和九二年一〇号・昭和九三年一〇号・昭和九四年一〇号・昭和九五年一〇号・昭和九六年一〇号・昭和九七年一〇号・昭和九八年一〇号・昭和九九年一〇号・平成元年一〇号・平成二年一〇号・平成三年一〇号・平成四年一〇号・平成五年一〇号・平成六年一〇号・平成七年一〇号・平成八年一〇号・平成九年一〇号・平成一〇年一〇号・令和元年一〇号・令和二年一〇号〕

別表第三（第十二条第一項及び第二項）

品目	員数	使用期間
冬帽子	一個	十六月
合帽子	一個	十六月
夏帽子	一個	十六月
冬活動帽子	一個	十六月
合活動帽子	一個	十六月
夏活動帽子	一個	十六月
冬服	一着	十二月
合服	一着	十二月
夏服	一着	四月
冬活動服	一着	十二月
合活動服	一着	十二月
防寒服	一着	三十月
雨衣	一着	三十六月
冬ワイシャツ	一着	四月
合ワイシャツ	一着	四月
冬ネクタイ	一個	四月
合ネクタイ	一個	四月
冬活動ネクタイ	一個	四月
合活動ネクタイ	一個	四月
ベルト	一個	三十六月
手袋	二組	十二月
靴下	二足	四月
長靴	一足	十二月
短靴	一足	十二月

全部改正〔平成六年条例一四号〕、一部改正〔平成六年条例三三号〕

別表第四（第十二条第一項）

品目	員数	使用期間
冬帽子	一個	十六月
合帽子	一個	十六月
夏帽子	一個	十六月
冬活動帽子	一個	十六月
合活動帽子	一個	十六月
夏活動帽子	一個	十六月
冬服	一着	十二月
合服	一着	十二月
夏服	一着	四月
冬活動服	一着	十二月
合活動服	一着	十二月
防寒服	一着	三十月
雨衣	一着	三十六月
合ワイシャツ	一着	四月
ベルト	一個	三十六月
長靴	一足	十二月
短靴	一足	十二月

全部改正〔平成六年条例一四号〕、一部改正〔平成六年条例三三号〕
別表第五（第十二条第四項）

品目	員数
冬服	二着
合服	二着
夏服ズボン又は夏服スカート	二着
夏服上衣	三着
冬ワイシャツ	三着
合ワイシャツ	三着
冬ネクタイ	二個
合ネクタイ	二個

全部改正〔平成六年条例一四号〕、一部改正〔平成六年条例三三号〕
別表第六（第十二条第五項）

品目	員数	
階級章	男子	三個
	女子	四個
識別章	男子	三個
	女子	四個
警察手帳	一冊	
手錠	一個	
警笛	一個	
警棒	一本	
けん銃	一丁	
帯革	一組	
けん銃つりひも	一本	
肩掛けかばん (女子に限る。)	一個	

全部改正〔平成六年条例一四号〕、一部改正〔平成一四年条例四八号〕
別記様式



全部改正〔昭和35年条例21号〕、一部改正〔令和3年条例23号〕